

共同住宅等住宅性能評価手数料について(税込表示)

■ 設計住宅性能評価手数料(円)

評価種別		500㎡未満	500㎡以上
設計住宅性能評価手数料 (注)		$88,000 + M \times (4,400 + (1,100 \times a))$	$S \times 17,600 + 110,000 + M \times (4,400 + (1,100 \times a))$
変更設計住宅性能評価手数料 ( $M_c \geq 10$ 戸: $M_c$ が10戸未満については $M_c = 10$ 戸とする。)	住棟に関する変更がない場合	$M_c \times 6,600$	$M_c \times 6,600$
	住棟に関する変更がある場合(構造の安定に関する変更がない場合)	$B \times 8,800 + M_c \times 1,100$	$B \times (S \times 2,200 + 11,000) + M_c \times 1,100$
	住棟に関する変更がある場合(構造の安定に関する変更がある場合)(注)	$17,600 + B \times 8,800 + M_c \times 1,100$	$(B + 2) \times (S \times 2,200 + 11,000) + M_c \times 1,100$
住宅型式性能認定を受けた住宅の設計住宅性能評価手数料	業務量軽減約2~4割	$79,200 + M \times (4,400 + (1,100 \times a))$	$S \times 19,800 + 99,000 + M \times (4,400 + (1,100 \times a))$
	業務量軽減約4割以上	$70,400 + M \times (3,300 + (1,100 \times a))$	$S \times 16,500 + 88,000 + M \times (3,300 + (1,100 \times a))$

※鉄筋コンクリート造の場合、Mが20戸未満は設計住宅性能評価手数料を20戸として算定する。(鉄骨造は別途見積)

※木造の場合、Mが10戸未満は10戸として算定する。(鉄骨造は別途見積)

※共同住宅等の設計住宅性能評価申請において長期使用構造等の申請を併せて行う場合は110,000円(消費税込)を加算する。

また5-2一次エネルギー消費量等級において共用部を含む住棟で評価する場合は更に154,000円(消費税込)を加算する。

(注) 表示事項「その他(地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)」で平成12年建設省告示2009号第2第1号及び第2号に定める構造方法等 別途審査が必要であると九州住宅保証株式会社が認めるものについては、別途 385,000円(消費税込)の増料金を申し受けます。

■ 建設住宅性能評価手数料(円)

評価種別	500㎡未満	500㎡以上
建設住宅性能評価手数料 (九州住宅保証で設計住宅性能評価を行っている場合)	$N \times 48,400 + M \times (7,700 + (1,100 \times a))$	$N \times A + M \times (7,700 + (1,100 \times a))$
建設住宅性能評価手数料 (九州住宅保証以外で設計住宅性能評価を行っている場合)	$N \times 66,000 + M \times (11,000 + (1,100 \times a))$	$N \times A \times 1.3 + M \times (11,000 + (1,100 \times a))$
変更建設住宅性能評価手数料	$48,400 + M \times 1,100$	$A + M \times 1,100$
再検査手数料	$48,400 + M \times 1,100$	$A + M \times 1,100$
型式住宅部分等製造者認証を受けた住宅の検査回数1回減あたりの手数料の減額	48,400	A

※ 建設住宅性能評価手数料は別途出張費を加算した額となります。(業務規程 別紙4-1)

- ※上記表中
- S : 評価対象住棟の延べ面積から500㎡を減じ、200㎡で除した数値(少数値切り捨て)
  - M : 評価対象戸数
  - N : 検査回数【N=4(3階以下)、N=5(4~9階)、以降7階毎にNは1ずつ増加する】
  - A : 下表参照
  - B : 設計変更のうち、「火災安全性」、「劣化対策」、「維持管理」の各性能分野(住棟評価)のうち影響を受ける分野の数【B=0~3】
  - M<sub>c</sub> : 変更設計性能評価書を発行する戸数 (M<sub>c</sub>≥10戸:10戸未満についてはM<sub>c</sub>=10戸とする。)
  - a : 選択したグループ数の合計 (業務規程 別紙2-1)  
 グループA: 選択事項1-2~4-4、10-1のうちどれか一つでも選択した場合  
 グループB: 選択事項6-1~7-2のうちどれか一つでも選択した場合  
 グループC: 選択事項8-1~8-4のうちどれか一つでも選択した場合  
 グループD: 選択事項9-1、9-2のうちどれか一つでも選択した場合

Aの単価

評価対象住棟の延べ面積	Aの単価	評価対象住棟の延べ面積	Aの単価
500㎡以上 5,000㎡未満	121,000	10,000㎡以上 12,000㎡未満	176,000
		12,000㎡以上 14,000㎡未満	187,000
5,000㎡以上 6,000㎡未満	132,000	14,000㎡以上 16,000㎡未満	198,000
6,000㎡以上 7,000㎡未満	143,000	16,000㎡以上 18,000㎡未満	209,000
7,000㎡以上 8,000㎡未満	154,000	18,000㎡以上 20,000㎡未満	231,000
8,000㎡以上 10,000㎡未満	165,000	20,000㎡以上	253,000

■ 長期使用構造等確認申請手数料(円)

設計住宅性能評価手数料に長期使用構造等確認に関する注釈を反映した額とする。